平成２７年（フ）第９号
長崎県大村市小路口町315番地８、前住所長崎県大村市久原１丁目３番地19
債務者　永田　浩美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
長野市青木島町青木島乙148番地１　グリーンタウン青木島Ｃ－１
債務者　髙月　光明
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
長野市青木島町青木島乙148番地１　グリーンタウン青木島Ｃ－１
債務者　髙月八世江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
秋田県横手市睦成字鶴巻65番地９
債務者　月沢　庄治
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第６号
秋田県横手市睦成字鶴巻65番地９
債務者　月沢はる美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１６９号
愛知県みよし市三好丘４丁目１番地22
債務者　宮島　眞弓
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７３号
北海道岩見沢市７条東10丁目３番地　パークハイツ５号室
債務者　木澤　敬治
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１号
北海道留萌市五十嵐町２丁目７番18　しとみマンションＢ－202号
債務者　末廣　孝徳
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第２号
北海道留萌市見晴町１丁目16番地の２
債務者　奈良美絵子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第３号
北海道留萌市錦町１丁目２番１号
債務者　横山　則子（旧姓喜多村）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第２４号
北海道上川郡清水町南10条７丁目２番地　東団地69号
債務者　山野　登喜
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１号
盛岡市松園３丁目７番５－102号
債務者　前野　　亮
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４号
盛岡市北山１丁目４番７号　パール北山108号、旧住所盛岡市浅岸字上大葛32番地
債務者　葛巻　益美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５７号
盛岡市西見前15地割26番地47、旧住所盛岡市上太田弘法清水１番地
債務者　織田万貴子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５８号
岩手県大船渡市大船渡町字新田50番地17
債務者　熊谷喜美子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５９号
盛岡市本町通３丁目３番21号　川村アパート２階２号
債務者　橋本　清子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６７号
盛岡市紅葉が丘４番19号　メゾンＰＨＰ101号
債務者　大澤喜美夫
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部